

令和 5 年 3 月 30 日

読者はじめ関係者の皆さまへ

株式会社産業経済新聞社

景品表示法に基づく措置命令に関するお知らせとお詫び

産経新聞社（代表取締役社長 近藤哲司）は、新聞の購読契約に際して購読者に対して法令上の上限金額を超える過大な景品類を提供したとして、令和 5 年 3 月 30 日、大阪府から「不当景品類及び不当表示防止法」（景品表示法）第 7 条第 1 項に基づく措置命令を受けました。

弊社は平成 31 年 3 月 19 日にも大阪府から高額景品の提供について措置命令を受けました。しかし、この措置命令後も大阪本社販売局において高額景品に代わる方法により上限金額を超える景品類の提供が行われていることが確認されたことから、弊社は令和 3 年 7 月 9 日にその事実を自ら公表し、大阪府消費生活センターに報告しました。同年 8 月 13 日には再発防止策と役員ら関係者の処分を発表しました。

弊社からの報告以降、同センターによる調査が続いていましたが、このたび、再度の措置命令を受けるに至りました。また、同時に購読契約の不備などがあったとして行政指導を受けました。

このような事態となりましたことについて、社会的責任を負う報道機関として極めて重く受け止めております。購読者をはじめとする関係者の皆様に改めて深くお詫び申し上げます。

今後、コンプライアンス徹底に向けた実効性のある再発防止策を再構築する方針で、全社をあげて信頼回復に取り組んでまいります。

1. 大阪府による措置命令の概要

- ① 産経新聞など新聞の販売に関して、一般消費者に対して、直接であるか間接であるかを問わず、景品表示法に基づく告示制限（※1）に定める金額を超える過大な景品類を提供してはならない。
- ② 産経新聞など新聞の販売に関して、告示制限違反を防止するために必要な措置を講じるとともに、関係法令を順守する体制を整備し、役員、従業員、すべての販売店に周知徹底しなければならない。
- ③ 一般消費者に対し、以下の事項を周知徹底しなければならない。
 - ア. 平成 31 年 3 月 19 日の措置命令の直後から直営店で購読契約獲得のため景品類の「重ね使い」（※2）により告示制限の金額を超える景品類を提供していたこと
 - イ. 令和 2 年 4 月 9 日には大阪本社販売局の会議において、違法な「重ね使い」をしてでも購読者を確保・獲得する方針を指示し、その方針を委託販売店（以

下「自営店」)に伝えたこと

- ウ. 大阪本社では、販売店（直営店、自営店、弊社子会社2社が運営する販売店）が告示制限を超える金額の景品類の提供を行っていたことを知りながら黙認し、販売店に対して指導、監督する責務を果たしていなかったこと
- エ. 上記ア、イの行為が、景品表示法及び告示制限に違反すること

※1 = 景品表示法第4条に基づき同第6条により告示された新聞業における景品類の提供に関する事項の制限（平成10年公正取引委員会告示第5号）のこと。景品類の上限金額は、取引価格の8%又は6か月分の購読料金の8%のいずれか低い金額の範囲内とされている（いわゆる6・8ルール）。産経新聞の場合、朝夕刊セットで1900円程度（当時）で、これを超える景品類を新聞購読者に提供してはならない。

※2 = 「重ね使い」とは、1個では告示制限に定める金額の範囲内であるものの2個以上では告示制限に定める金額を超えることになる景品類を、1契約につき複数個提供すること。

2. 今回の措置命令に至るまでの経緯

| | |
|------------|---|
| 平成31年3月19日 | 電動アシスト自転車（81,000円相当）など告示制限を超える過大な景品類の提供により、大阪府から弊社と販売店2店に対し措置命令 |
| 令和3年3月17日 | 日本新聞協会から弊社に対して、弊社大阪販売局が、上記措置命令後も告示制限を超える過大な景品類の提供を行っているとの匿名の申立があったと情報提供 |
| 同年3月19日 | 弊社は、外部委員で構成する「景品問題調査委員会」を設置 |
| 同年3月26日 | 大阪府消費生活センターに調査委員会の設置を報告 |
| 同年7月9日 | 調査報告書（概要版）を公表し、同センターに報告。措置命令の直後から、告示制限内の景品（缶ビール8本、米3kgなど）を複数個使用する「重ね使い」による販売を行っていた事実を確認 |
| 同年8月13日 | 役員と当時の幹部社員8人の処分と再発防止策を発表 |
| 令和5年3月30日 | 大阪府から弊社に対して再度の措置命令 |

3. 近藤哲司産経新聞社社長の話

「再び措置命令を受けたことを極めて重く受け止めています。引き続き、全社をあげて再発防止策に取り組み、信頼回復に努めます。読者をはじめとする関係者の皆様に改めて深くお詫び申し上げます」

以上